

1 改正概要

労務報酬下限額を定めることについて、2の表中「変更後」欄の額を定める場合に公契約審議会からの意見聴取を省略（あらかじめ同意を得た場合に限る。3の表太枠内参照）しようとするもの

2 労務報酬下限額の状況（委託等に係るもの）

年度	労務報酬下限額 ※1		事務補佐員時間給	千葉県最低賃金
	当初	変更後 ※2		
H27	829円	—	860円	798円/改定 817円
H28	839円	842円	860円	817円/改定 842円
H29	851円	868円	860円/改定 870円	842円/改定 868円
H30	869円	895円	870円/改定 900円	868円/改定 895円
R1	898円	923円	900円/改定 930円	895円/改定 923円
R2	927円	951円 (10/1 想定)	930円 /改定 (想定) 960円 R2 から会計年度任用職員	923円/改定 951円 (想定※3)

※1 労務報酬下限額は、(事務補佐員時間給+千葉県最低賃金) ÷ 2 で算定

※2 労務報酬下限額の変更後の額は、千葉県最低賃金が改定され、改定後の千葉県最低賃金が当初の労務報酬下限額を上回ったため、改定後の千葉県最低賃金と同額としたもの

(根拠：3の表太枠内参照)

※3 (想定) は、国の働き方改革実行計画に基づき3%の改定を見込んだもの

3 我孫子市公契約審議会諮問書（抜粋）【内容：令和元年10月11日開催から】

令和2年度 労務報酬下限額 (令和2年4月1日から適用)

公契約の種類	労働者の区分	労務報酬下限額	労務報酬下限額の設定基準
1 工事又は製造の請負契約	別紙2の表職種欄に掲げる労働者（下欄に掲げる労働者を除く。）	・1時間当たり別紙2の表職種欄に掲げる職種に応じ、それぞれ労務報酬下限額欄に定める額のおりとする。	・国土交通省が定める平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価の10分の8に基づき定める1時間当たりの金額とする。
	見習い、手元等の労働者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者	・1時間当たり1,015円とする。	・別紙2の表中No.3軽作業員に係る労務報酬下限額に10分の7を乗じて得た額とする。
2 工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定	業務に従事する労働者	・1時間当たり927円とする。 ・ただし、年度の途中において当該労務報酬下限額が千葉県最低賃金の額を下回った場合は、右欄設定基準にかかわらず、当該千葉県最低賃金の額を労務報	・令和元年10月1日から適用される我孫子市事務補佐員に係る時間給の額（930円）及び千葉県最低賃金の額（923円）の中間の額（円未満四捨五入）とする。

	酬下限額とする。	
--	-----------------	--